

水鉤老人福祉センターエレベーター更新工事		設計図																																																																																																																																																																						
<p>特記仕様書</p> <p>1. 工事概要</p> <p>1. 工事場所 長野市 稲里町中水鉤</p> <p>2. 建物概要</p> <table border="1"> <tr> <th>建物名称</th> <th>構造</th> <th>階数</th> <th>延べ面積 (m²)</th> <th>消防法施行令 別表第一 (15)項</th> <th>耐火構造</th> <th>備考</th> </tr> <tr> <td>水鉤老人福祉センター</td> <td>RC・S</td> <td>2階</td> <td>2011.62</td> <td></td> <td></td> <td>改修</td> </tr> <tr> <td></td> <td></td> <td></td> <td></td> <td></td> <td></td> <td></td> </tr> </table> <p>3. 工事種目 (●印を付けたものを適用する)</p> <table border="1"> <tr> <th>建物別及び屋外 工事種目</th> <th>老人福祉セ-</th> <th colspan="5">工事種別</th> <th>屋外</th> </tr> <tr> <td>○空気調和設備</td> <td></td> <td></td> <td></td> <td></td> <td></td> <td></td> <td></td> </tr> <tr> <td>○換気設備</td> <td></td> <td></td> <td></td> <td></td> <td></td> <td></td> <td></td> </tr> <tr> <td>○自動制御設備</td> <td></td> <td></td> <td></td> <td></td> <td></td> <td></td> <td></td> </tr> <tr> <td>○衛生器具設備</td> <td></td> <td></td> <td></td> <td></td> <td></td> <td></td> <td></td> </tr> <tr> <td>○給水設備</td> <td></td> <td></td> <td></td> <td></td> <td></td> <td></td> <td></td> </tr> <tr> <td>○排水設備</td> <td></td> <td></td> <td></td> <td></td> <td></td> <td></td> <td></td> </tr> <tr> <td>○給湯設備</td> <td></td> <td></td> <td></td> <td></td> <td></td> <td></td> <td></td> </tr> <tr> <td>○消火設備</td> <td></td> <td></td> <td></td> <td></td> <td></td> <td></td> <td></td> </tr> <tr> <td>○厨房設備</td> <td></td> <td></td> <td></td> <td></td> <td></td> <td></td> <td></td> </tr> <tr> <td>○ガス設備</td> <td></td> <td></td> <td></td> <td></td> <td></td> <td></td> <td></td> </tr> <tr> <td>○排水処理設備</td> <td></td> <td></td> <td></td> <td></td> <td></td> <td></td> <td></td> </tr> <tr> <td>●撤去工事 一式</td> <td></td> <td></td> <td></td> <td></td> <td></td> <td></td> <td></td> </tr> <tr> <td>●昇降機設備 一式</td> <td></td> <td></td> <td></td> <td></td> <td></td> <td></td> <td></td> </tr> <tr> <td>○電気設備工事</td> <td></td> <td></td> <td></td> <td></td> <td></td> <td></td> <td></td> </tr> <tr> <td>○建築工事</td> <td></td> <td></td> <td></td> <td></td> <td></td> <td></td> <td></td> </tr> <tr> <td>○</td> <td></td> <td></td> <td></td> <td></td> <td></td> <td></td> <td></td> </tr> <tr> <td>○</td> <td></td> <td></td> <td></td> <td></td> <td></td> <td></td> <td></td> </tr> </table> <p>4. 指定部分 ○無 有(○部分しゅん工 ●部分使用) 1回目(令和6年3月上旬):エレベーター</p> <p>5. 工事内容</p> <p>工事概要 本工事は、水鉤老人福祉センターのエレベーターを更新するものである。 工事にあたっては、関係者と十分に打ち合わせを行い、施設運営に支障のないよう施工計画を立て、施工時に配慮すると共に安全管理に万全を期すること。 なお、契約約款10条第3項に規定する「現場代理人の常駐を要しないことができる」期間は、施設等に影響が出ないように打合せにより決定する。 新型コロナウイルス禍等の影響により、使用機材の一部に納入遅延が想定されるため、速やかに納期確認を行うこと。また、上記により工事請負契約の履行に支障が生じる場合は、速やかに監督員と工事一時中止等の検討及び協議を行うこと。</p> <p>I 昇降機設備工事</p> <p>1 エレベーター設備 図示のとおり、昇降機設備を更新するもの。</p> <p>2 撤去工事 図示のとおり、撤去を行うもの。 なお、工事に伴う発生材については、請負者の責任において関係法令に則り適正処分すること。</p>				建物名称	構造	階数	延べ面積 (m ²)	消防法施行令 別表第一 (15)項	耐火構造	備考	水鉤老人福祉センター	RC・S	2階	2011.62			改修								建物別及び屋外 工事種目	老人福祉セ-	工事種別					屋外	○空気調和設備								○換気設備								○自動制御設備								○衛生器具設備								○給水設備								○排水設備								○給湯設備								○消火設備								○厨房設備								○ガス設備								○排水処理設備								●撤去工事 一式								●昇降機設備 一式								○電気設備工事								○建築工事								○								○							
建物名称	構造	階数	延べ面積 (m ²)	消防法施行令 別表第一 (15)項	耐火構造	備考																																																																																																																																																																		
水鉤老人福祉センター	RC・S	2階	2011.62			改修																																																																																																																																																																		
建物別及び屋外 工事種目	老人福祉セ-	工事種別					屋外																																																																																																																																																																	
○空気調和設備																																																																																																																																																																								
○換気設備																																																																																																																																																																								
○自動制御設備																																																																																																																																																																								
○衛生器具設備																																																																																																																																																																								
○給水設備																																																																																																																																																																								
○排水設備																																																																																																																																																																								
○給湯設備																																																																																																																																																																								
○消火設備																																																																																																																																																																								
○厨房設備																																																																																																																																																																								
○ガス設備																																																																																																																																																																								
○排水処理設備																																																																																																																																																																								
●撤去工事 一式																																																																																																																																																																								
●昇降機設備 一式																																																																																																																																																																								
○電気設備工事																																																																																																																																																																								
○建築工事																																																																																																																																																																								
○																																																																																																																																																																								
○																																																																																																																																																																								

II. 工事仕様

1. 共通仕様

(1) 図面及び特記仕様に記載されていない事項は、すべて長野市建設工事共通仕様書による。
(2) (1)及び国土交通省大臣官房官庁営繕部制定の「公共建築工事標準仕様書」、「公共建築改修工事標準仕様書」の建築工事編・電気設備工事編・機械設備工事編、及び「公共建築設備工事標準図」の電気設備工事編・機械設備工事編(いずれも最新版)で「特記がなければ、」以下に具体的な材料・工法・検査方法等を明示している場合において、それらが関係法令等(条例を含む)と異なる場合には、具体的な対応策について監督職員と協議すること。

2. 特記仕様

(1) 規則
本工事規則は特記あるものを除き、長野市契約規則及び工事請負契約書の記載事項による。

(2) 責任保障
工事しゅん工引渡し後特記あるものを除き、工事の施工に起因した事故が生じた時は、木造建物及び工作物1年間(受注者の故意または重大な過失による場合、5年間)、木造以外の建物及び工作物2年間(同、10年間)以内に、期日を定め補修工事をし、工事監督職員の検査を受けること。

(3) 一般注意事項

1) 本工事における必要な諸手続等は原則として受注者において行うこと。
2) 設計図面内の不一致及び明記なき箇所がある場合は、監督職員と協議の上その指示により施工のこと。
3) 諸材料については必要に応じ見本品または現品を提出し、監督職員の承諾を受け施工のこと。ただし、JIS規格合格品等で工事係員がそれを確認できた場合はこの限りではない。
4) 工事施工に際し必要な箇所は、各工事に先だし施工図を作成し、監督職員の承諾を受け施工のこと。
5) 工事施工上必要ある箇所は、工事監督職員の指示により適当なる材料をもって養生を施し急硬急乾凍結破損の防止をすること。
6) 工事受注者は、工事着手前に実施工程表及び各職種の協力業者名簿を提出し監督職員の承諾を得ること。
7) 工事完了後検査不可能箇所の施工にあたっては、必要に応じ監督職員の立会いのもとに施工のこと。
8) 諸職工その他に対して監督職員の指示に従わない者、または技術未熟者は退場を命ずることがある。
9) 工事完了後は速やかに工事現場内外の清掃、後片付け及び損傷箇所の復旧補修をし、監督職員の下検査合格後竣工検査を受けること。
10) 工程写真、竣工写真を撮影し、アルバム各1部を提出すること。
写真撮影要領は国土交通省大臣官房官庁営繕部制定の「工事写真の撮り方」の建築設備編(最新版)による。
11) 本工事受注者は必要に応じ工事目的物の建物を火災保険に付すること。

(4) 経費
上記各事項に要する諸経費はすべて受注者において負担する。ただし、現寸及び製品検査の市係員の出張旅費は市負担とする。

(5) 暴力団員等による不当介入を受けた場合の措置について

1) 長野市が発注する建設工事(以下「発注工事」という。)において、暴力団員等による不当要求又は工事妨害(以下不当介入という。)を受けた場合は、断固としてこれを拒否すること。また、不当介入があった時点で速やかに警察に通報を行うとともに、検査上必要な協力を行うこと。

2) 1)により警察に通報を行うとともに、捜査上必要な協力を行った場合には、速やかにその内容を記載した書面により発注者に報告すること。

3) 発注工事において、暴力団員等による不当介入を受けたことにより工程に遅れが生じる等の被害が生じた場合は、発注者と協議を行うこと。

(6) 工事実績情報の作成、登録

1) 工事請負額が500万円以上の工事については、工事実績情報(工事カルテ)の登録をすること。
2) 登録する場合は、あらかじめ監督職員の確認を受け、次に示す期間内に(一財)日本建設情報総合センター(JACIC)に登録の手続きを行うとともに、登録されたことを証明する資料を監督職員に提出する。なお、変更時と完成時の間が10日間に満たない場合は、変更時の提出を省略できるものとする。
①工事受注時 契約締結後10日以内
②登録内容の変更時 変更契約締結後10日以内
③工事完成時 工事完成後10日以内

(7) 環境に関する配慮について (ISO)

工事にあたっては、長野市環境方針(最新版)を十分に配慮し、設計書及び標準仕様書はもとより、環境に配慮した材料の仕様、廃棄物の発生抑制、アイドリングストップや省エネ重機の使用による省エネルギーの推進、低公害工事機材の使用、工事従業者への教育など、施工にあたって細心の注意を払うことにより、工事の環境への影響を極力少なくするよう配慮すること。
なお、具体的な計画を施工計画書に記載して実践するものとする。

(8) 章、項目、特記事項共に●印の付いたものを適用し、○印のものは適用しない。
(9) 長野市公契約等基本条例について

- 長野市公契約等基本条例の内容について、労働者等へ周知するとともに、事務所(作業所)等へポスターを掲示すること。
- 業務の一部を下請負者等に履行させるときは、長野市公契約等基本条例の内容について説明し、各々の対等な立場における合意に基づいて適正に契約を締結すること。
- 長野市公契約等労働環境報告書1部及び施工体系図(共通仕様書に定められたもの)の写し1部を契約後速やかに監督職員へ提出すること。この場合、業務の一部を下請負者等に履行させるときは、下請負者等の労働環境報告書を取りまとめて提出すること。

章	項目	特記事項
● 一般 共通 事項	●電気保安技術者	工事現場におく電気保安技術者は、工事担当技術者の職務を補佐し、電気工作物の保安の業務を行うものとする。
	○技能士の適用	○配管施工(配管工事) ○建築板金施工(ダクト製作および取付け) ○熱絶縁施工(保温工事) ○冷凍空調調和機器施工(冷凍空調機器の据付)
	○監督員事務所	○設けない ○設ける
	○工事用電力・水・その他	この工事に必要な工事用電力、水及び諸手続などの費用は、すべて受注者の負担とする。
	●足場・さん橋類	○別契約の関係請負者が設置したものは無償で使用できる。 ●本工事で設置とする。
	○建設発生土の処理	○現場説明書による ○構外搬出適切処理 ○構内指示の場所にたい積 ○構内指示の場所に敷き均し 参考搬出先(住所:長野市) 想定残土運搬距離(km) 想定土質区分(第種発生土) なお、参考処分場以外に搬出する場合(自社処分地、無償処分地、参考処分地での受入れが不可により他の有料処分地)や土質区分が想定と異なる場合は変更協議の対象とする。
	○埋め戻し土・盛土	○根切り土の中の良質土(ただし管の周囲は山砂、川砂又は再生砂) ○山砂の類
	●資材の保管	●資材の保管は、必ず屋根をかけ地上30cm以上の架台に乗せる。
	●火災保険等	●工事目的物及び工事材料に適用する。(工期+14日間)
	○他工事又は他工程との取合い	設備機器の位置、取合い等の検討のできる施工図を提出して、監督職員の承諾を受ける。
○施工調査	(1) はつり工事は、事前に走査型埋設物調査を行い、監督職員に報告を行うこと。 (2) 既設壁等の貫通は、鉄筋探査を行い、躯体を痛めないよう配慮すること。	
●あと施工アンカー	あと施工アンカーを施工する作業者は、(社)日本建築あと施工アンカー協会の資格を有する者又は十分な技能及び経験を有した者で、監督職員が認めた者とする。施工後の確認試験は監督職員の指示による。	
○防火上主要な間仕切り壁等の貫通処置	防火上主要な間仕切り壁等を貫通する場合は、国土交通省認定工法にて防火区画貫通処理を行うこと。	
●化学物質を放散させる機材等	本工事の建物内部に使用する機材等は、設計図書に規定する所要の品質及び性能を有すると共に、次の(1)から(5)を満たすものとする。 (1) 合板、木質系フローリング、構造用パネル、集成材、単板積層材、MDF、パーティクルボード、その他の木質建材、ユリア樹脂板、仕上げ塗材及び壁紙は、ホルムアルデヒドを放散させないか、放散が極めて少ないものとする。 (2) 保温材、緩衝材、断熱材は、ホルムアルデヒド及びスチレンを放散させないか、放散が極めて少ないものとする。 (3) 接着剤はフタル酸ジ-n-ブチル及びフタル酸ジ-2-エチルヘキシルを含有しない難揮発性の可塑剤を使用し、ホルムアルデヒド、アセトアルデヒド、トルエン、キシレン、エチルベンゼンを放散させないか、放散が極めて少ないものとする。 (4) 塗料はホルムアルデヒド、トルエン、キシレン、エチルベンゼンを放散させないか、放散が極めて少ないものとする。 (5) 上記(1)、(3)及び(4)の機材を使用して作られた家具、書架、実験台、その他の什器等は、ホルムアルデヒドを放散させないか、放散が極めて少ないものとする。 なお、ホルムアルデヒドを放散させないものとは放散量が規制対象外のもの、ホルムアルデヒドの放散が極めて少ないものとは放散量が第三種のものをい、原則として規制対象外のものを使用する。ただし、該当する材料等がない場合は、第三種のものを使用するものとする。 また、「ホルムアルデヒドの放散量」は、次のとおりとする。	
	ホルムアルデヒド	該当する機材等
	規制対象外	①JIS及びJASのF☆☆☆☆品 ②建築基準法施行令第20条の7第4項による国土交通大臣認定品 ③下記表示のあるJAS適合品 a. 非ホルムアルデヒド系接着剤使用 b. 接着剤等不使用 c. 非ホルムアルデヒド系接着剤及びホルムアルデヒドを放散させない材料使用 d. ホルムアルデヒドを放散させない塗料等使用 e. 非ホルムアルデヒド系接着剤及びホルムアルデヒドを放散させない塗料使用 f. 非ホルムアルデヒド系接着剤及びホルムアルデヒドを放散させない塗料等使用
	第三種	①JIS及びJASのF☆☆☆☆品 ②建築基準法施行令第20条の7第3項による国土交通大臣認定品 ③旧JISのEo品 ④旧JASのFco品
●施工図及びしゅん工図等の取扱い	施工図及びしゅん工図等の著作権に係わる当該建物に限る使用権は、発注者に移譲するものとする。	

●アスベスト含有建材の事前調査

○アスベスト含有建材の改修

○週休2日 試行工事の対象

●耐震措置

改修範囲におけるアスベスト含有建材及び特定の工作物の事前調査を行い、調査結果を石綿事前調査結果報告システムにより報告すること。

特定化学物質等作業主任者技能講習(旧制度)又は石綿作業主任者技能講習を修了した者のうちから、石綿作業主任者を選定し、施工要領書を作成の上適正に作業にあたること。

長野市週休2日工事試行実施要領に基づき実施すること。
○発注者指定型 ○施工者希望型

設備機器の固定等は、すべて「国土交通省国土技術政策総合研究所・独立行政法人建築研究所監修の建築設備耐震設計・施工指針2014年版」により行う。ただし、設計用水平震度KH及び設計用鉛直震度KV(KH/2)を用いて計算する。
設計用水平地震力と設計用鉛直地震力は同時に作用するものとする。

設計用標準水平震度

設置場所	機器種別	特定の施設		一般の施設	
		重要機器	一般機器	重要機器	一般機器
上層階 屋上及び塔屋	機 器	2.0	1.5	1.5	1.0
	防振支持の機器	2.0	2.0	2.0	1.5
中間階	水 槽 類 (※1)	2.0	1.5	1.5	1.0
	機 器	1.5	1.0	1.0	0.6
地下・1階	防振支持の機器	1.5	1.5	1.5	1.0
	水 槽 類 (※1)	1.5	1.0	1.0	0.6
地下・1階	機 器	1.0	0.6	0.6	0.4
	防振支持の機器	1.0	1.0	1.0	0.6
地下・1階	水 槽 類 (※1)	1.5	1.0	1.0	0.6

【備考】(※1):水槽類には、オイルタンク等を含む。
特定の施設とは避難所に指定されている施設
重要機器は次のものを示す。
・給水装置 ・排水装置 ・換気機器 ・空調機器 ・熱源機器
・防災設備 ・監視制御設備 ・危険物貯蔵装置
・火を使用する設備 ・避難経路上に設置する機器
上層階の定義は次による。
2～6階建の場合は最上層、7～9階建の場合は上層2階、10～12階建の場合は上層3階、13階以上の場合は上層4層とする。

●提出書類

(1) 着工前(契約後10日以内)
施工計画書 2部

(2) 施工中
施工図、機器納入仕様書(見本品を含む) 2部

(3) しゅん工時
しゅん工届 1部
しゅん工写真 1部
工事写真 1部
工事記録簿 打合せ記録、工事日誌 1部
施工計画書 承諾を受けたもの 1部
社内検査報告書 中間検査含む 1部
各種届出書 1部
機器納入仕様書 承諾を受けたもの 1部
施工図 承諾を受けたもの CADデータ共 1部
しゅん工図表 CADデータ共 1部
しゅん工図製本 見開きA1 1部 見開きA3 3部
●保全マニュアル 機器設定データ類とも(交換機等) 1部
取扱説明書 別ファイルとする 2部
工具・予備品 監督職員の指示による

※CADデータについては、JWCAD形式(JWJ)又はCAD交換標準(SXF)Ver.2.0以降形式(P21又はSFC)で保存したデータを、電子媒体又は監督職員の指示による方法で提出する。
※製本については、白焼きとし、背景紙に年度と工事名、表紙に年度、工事名、設計者名、工事管理者名、施工者名、工期しゅん工日を印刷する。
※他工事が別途発注されている場合は、監督職員の指示により総合版とする。

●総合調整

●本工事(調整項目は下記のものとする。)
○風量調整 ○水量調整 ○室内外空気の温度の測定 ○騒音の測定
○別途とする。
○飲料水の水質測定(○水質検査11項目(一般細菌、大腸菌、硝酸態窒素及び亜硝酸態窒素、亜硝酸態窒素、塩化物イオン、有機物等(TOC)、pH、味、臭気、色度、濁度)○トルエン)
※飲料水の水質測定は厚生労働大臣登録水質検査機関とする。
●昇降機試運転調整
○給水配管末端での残留塩素測定
(1) 機器類の能力、容量等は表示された数値以上とする。
(2) 電動機出力、燃料消費量、圧力損失は、原則として表示された数値以下とする。

●容量等の表示

○配管

○絶縁継手

○地中埋設機等

○フレキシブルジョイント

溶接部の非破壊検査 ○要()

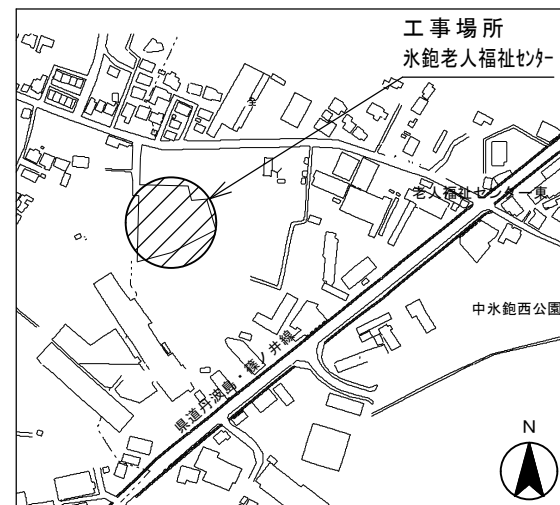
取り付け箇所は図示による。

(1) 地中埋設機 ○要(図示の箇所) ○不要
(2) 埋設表示用テープ ○要(排水管を除く) ○不要 ○給水管

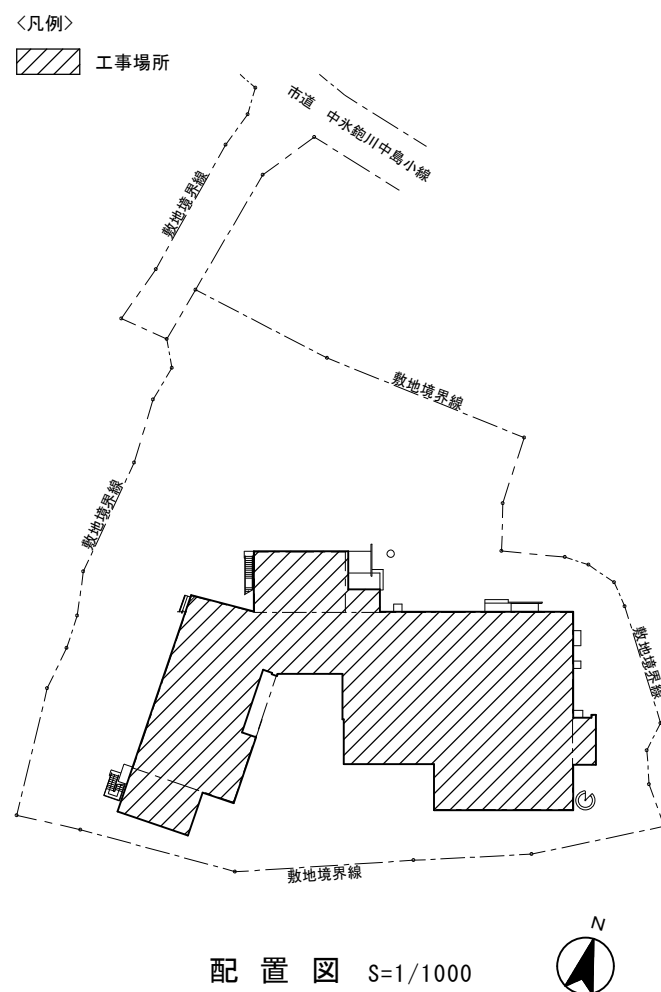
○圧送管に使用するフレキシブルジョイントは、可とう性に加え、防振性を合わせ持つものを選定すること。

設計者 堀内 敏明 一級建築士登録 第270011号	水鉤老人福祉センターエレベーター更新	工事設計図	発注図 R5.08.29
	特記仕様書(1)	令和5年度	
	●長野市建設部建築課		

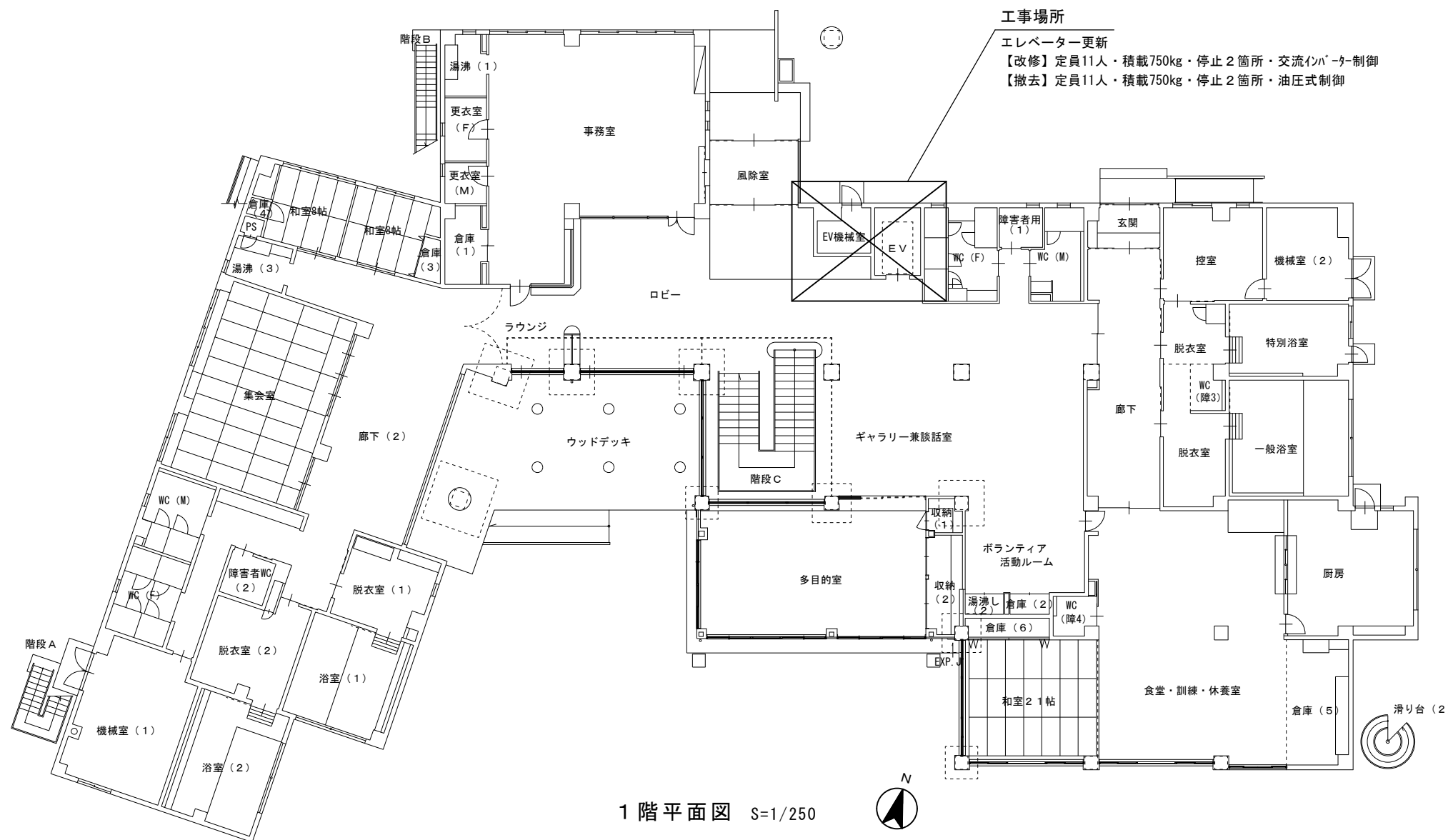
● 撤去工事	● 撤去内容	● 撤去内容は図示による。
	● 発生材の処理	○ 特別管理産業廃棄物は (○ ○ ○)とする。 ○ 再資源化を図るものは (○ ○ ○)とする。 ● 構外搬出適法処理をし、マニフェストA票、E票の写しを提出する。 なお、少量(2t車1台程度)の場合は、自社保管場所にて保管後適正処分可とする。
	○ フロン回収	○ 業務用冷凍空調機器の廃棄については、関係法令に基づき行程管理制度によって登録業者にフロン回収運搬をさせ、許可業者に処理を行わせ、委託確認書及び引取証明書の写しを提出する。
● 昇降機設備	● 定員・積載	11人 750kg
	● 速度	45 m/min
	○ その他	○ 乗場遮煙性能 ○ 利用者制限機能



案内図 S=N0N



配置図 S=1/1000



1階平面図 S=1/250

工事場所
エレベーター更新
【改修】定員11人・積載750kg・停止2箇所・交流インバーター制御
【撤去】定員11人・積載750kg・停止2箇所・油圧式制御

設計者 堀内 敏明
一級建築士登録 第270011号

水鉤老人福祉センターエレベーター更新
特記仕様書(2) 案内図 1階平面図

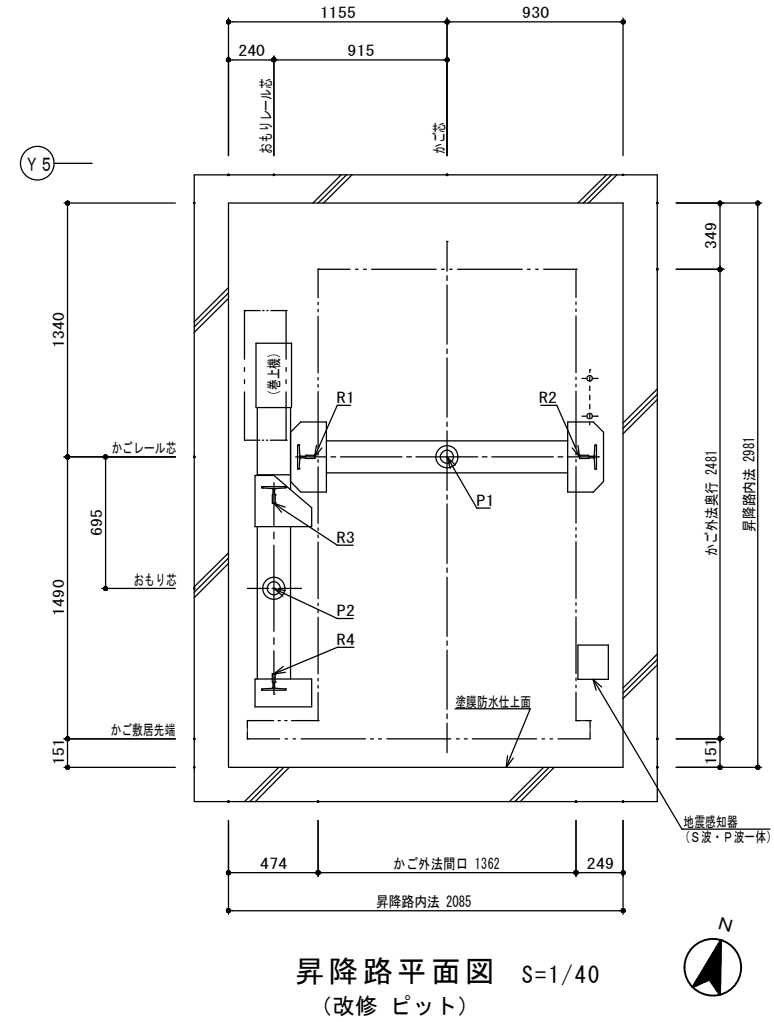
工事設計図
令和5年度

発注図
R5.08.29
図面番号
M-02

長野市建設部建築課

エレベーター 改修仕様

項目		改修後	
基本仕様	号機名	No. 1号機	
	用途	寝台用 (車いす用兼用)	
	制御方式	可変電圧可変周波数制御方式 (回生なし)	
	操作方式	乗合全自動方式 (2BC)	
	積載質量	750kg 最大定員 11名	
	定格速度	45 m/min	
	電源	動力用 三相交流 200V 60Hz 照明用 単相交流 100V 60Hz	
	巻上機	PMFO11S-J 形	
	電動機容量	3.8 kW	
	つな車	(径) 410mm	
	ロープ	(径) 10mm × 3本 2:1 ローピング	
	停止箇所	1-2 階 (計 2 箇所)	
	レール	かご側 T127-1/B おもり側 T127-1/B	
	かご内法	間口: 1300mm × 奥行: 2300mm	
	出入口	幅: 1100mm × 高さ: 2100mm	
戸形式	二枚戸片開き		
その他仕様	管制運転	地震管制運転 (S波・P波) 停電時自動着床装置 (MELD) 冠水時管制運転 (PER)	
		戸開走行保護装置 (UCMP)	
		耐震クラス: A14	
		マルチビームドアセンサ (MBS-2D)	
		気配りドアセンサ	
		車いす仕様	
		視覚障がい者仕様	
		敷居間隔10mm	
		かご内アナウンス (4ヶ国語アナウンス)	
		かご上下チャイム	
		かご内開延長ボタン	
		病院専用運転	
		高調波対策 (絶縁トランス)	
		乗場休止スイッチ (1階)	
		外部連絡装置 (設置場所: 1階事務所)	
三方枠 (小枠)	鋼板塗装仕上 (現地化粧シート貼) (既設流用)		
戸	鋼板塗装仕上 (現地化粧シート貼) (既設流用)		
敷居	硬質アルミ製 (既設流用)		
乗場仕様	表示方式	LEDセグメント式: 乗場ボタン一体形	
	乗場位置表示器	フェースプレート ステンレスヘアライン仕上	
	押ボタン	ステンレスパイフレーション 凸文字 (応答灯: 黄橙色)	
	車いす用乗場ボタン	フェースプレート ステンレスヘアライン仕上 押ボタン ステンレスパイフレーション 凸文字 (応答灯: 黄橙色)	
かご仕様	休止灯	あり	
	専用灯	あり	
	天井	CL1: 鋼板塗装仕上	
	照明	乳白色樹脂照明板: LEDフラット (白色LED)	
	停電灯	6V-10W × 1灯	
	出入口上板・壁	化粧鋼板仕上	
	扉	化粧鋼板仕上	
	出入柱	ステンレスヘアライン仕上	
	袖壁	ステンレスヘアライン仕上	
	巾木	アルミアルマイト仕上	
	敷居	硬質アルミ製	
	床	樹脂タイル t2	
	換気	ファン	
	その他仕様	ボタン	ステンレスパイフレーション 凸文字 (応答灯: 黄橙色)
		インジケータ	液晶インジケータ (4ヶ国ガイド表示有)
フェースプレート		ステンレスヘアライン仕上	
ボタン		ステンレスパイフレーション 凸文字 (応答灯: 黄橙色)	
インジケータ		セグメントLED	
フェースプレート		ステンレスヘアライン仕上	
その他仕様	鏡	ステンレス鏡面仕上 2.5 t	
	手摺	フラット手摺 ステンレスヘアライン仕上	
	荷摺	ステンレスヘアライン仕上 (ビス無)	



R 1 (kN)	R 2 (kN)	R 3 (kN)	R 4 (kN)
5.9	28.0	47.6	29.5

P 1 (kN)	P 2 (kN)
82.5	66.8

付帯工事事項 (本工事)

建築工事関係

- 機械室、昇降路機器撤去に伴う躯体ハツリ工事
(機械室のハツリ作業が発生する埋設物に関しては、
残置して新規EV据付に問題ない場合は除外とし、
旧EV機器撤去切断・一部躯体補修にて対応可とする)
- 機械室、昇降路機器撤去後の躯体補修工事
(油圧配管塞ぎ工事含む)
- ピット内防水仕上工事 (機器撤去後)
- その他建築に関する工事

設備工事関係

- 動力用電源・照明電源・接地線の受電端子迄の引込工事
(繋ぎ込み工事含む)
- インターホン取付位置より既設機械室までの配管配線は
流用とし、既設機械室から昇降路までは新規配線とする。

設計者 堀内 敏明
一級建築士登録 第270011号

氷鉋老人福祉センターエレベーター更新

工事設計図

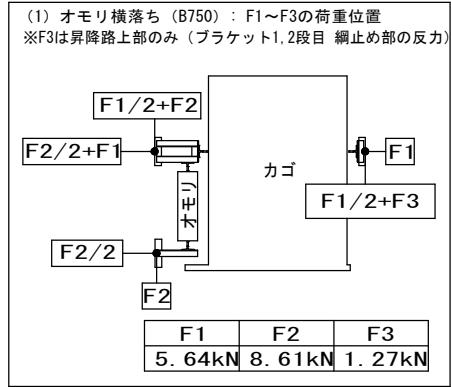
発注図
R5.08.29

改修仕様 改修昇降路平面図

令和5年度

長野市建設部建築課

図面番号
M-03



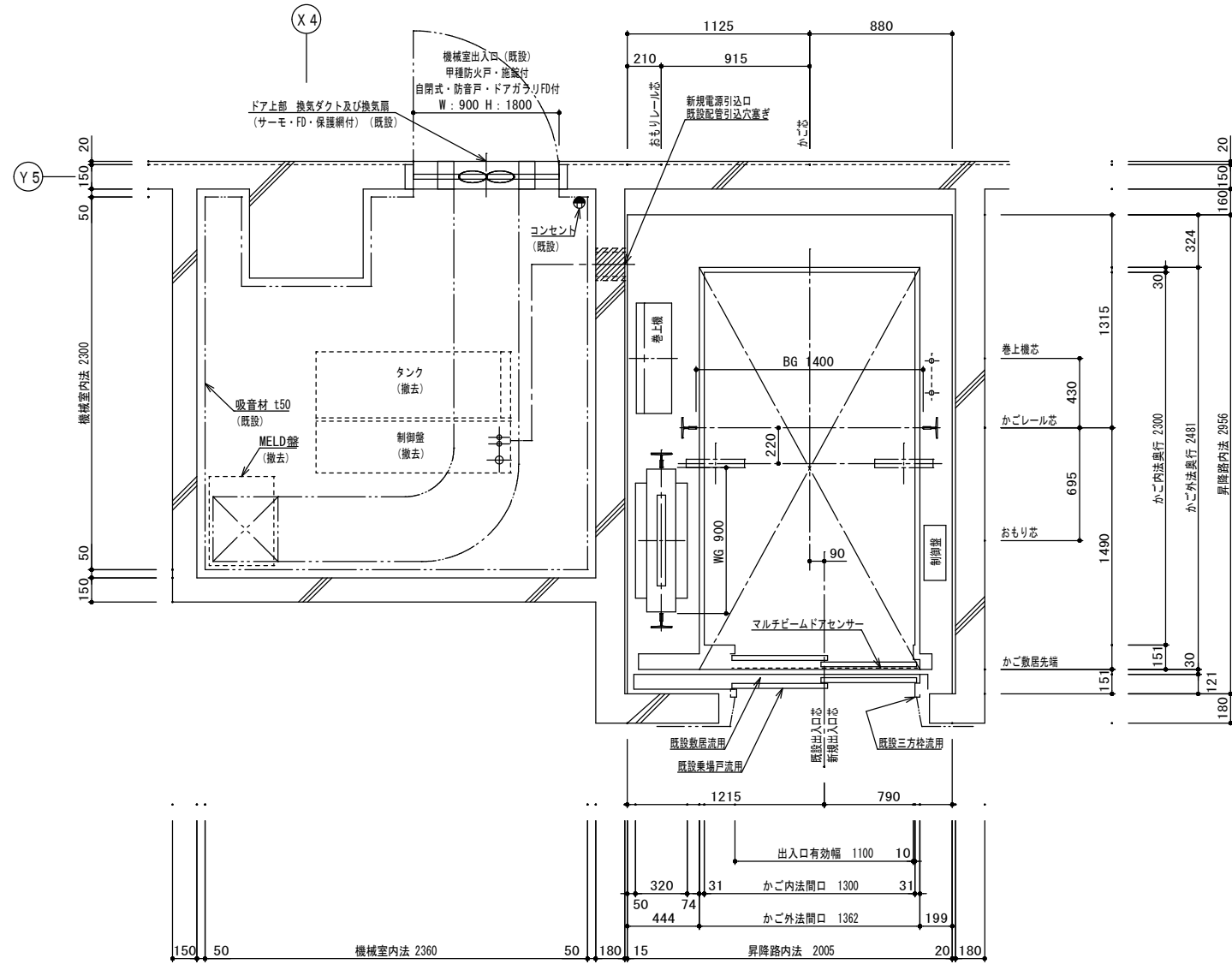
(電気工事)
電線引込口 (既設開口利用: 既設機械室経由EV昇降路)
電線引出し長さ 昇降路側新規電線引込口から+9000mm
制御盤までの引込み、つなぎ込み工事
・動力用AC3φ-200V-60Hz
・照明用AC1φ-100V-60Hz
・D種接地工事
・外部インターホン用配管配線・・・CPEVO.9mm×5P

動力電源設備 (CV-T電線使用時)

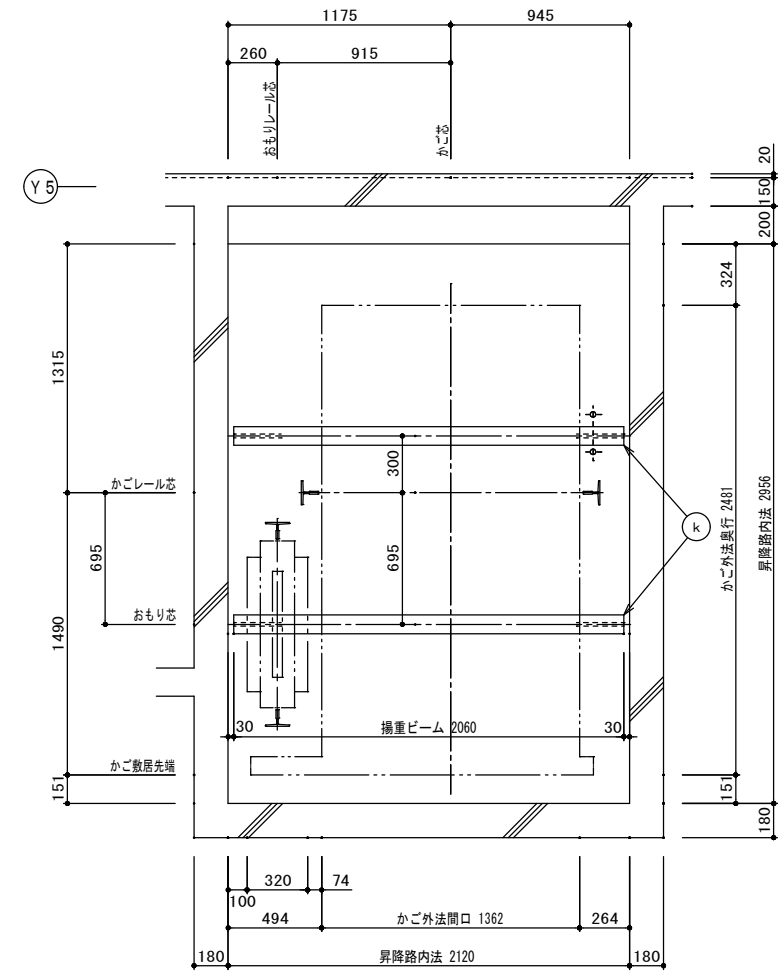
号機名	電源電圧 周波数	電動機容量	設備容量	電源側NF容量	感度電流値 (*) 動作時間	電線サイズ	接地線サイズ
01	AC3φ200V 60Hz	3.8kW	4kVA	40AT	100mA以上 0.2秒以上	70mまで 8mm ² 121mまで 14mm ² 185mまで 22mm ²	3.5mm ²

(*) 電源側に漏電遮断器を設置する場合

部材 記号	名称	部材	工事区分
k	揚重ビーム (据付後残置)	H-100×100×6×8	本工事



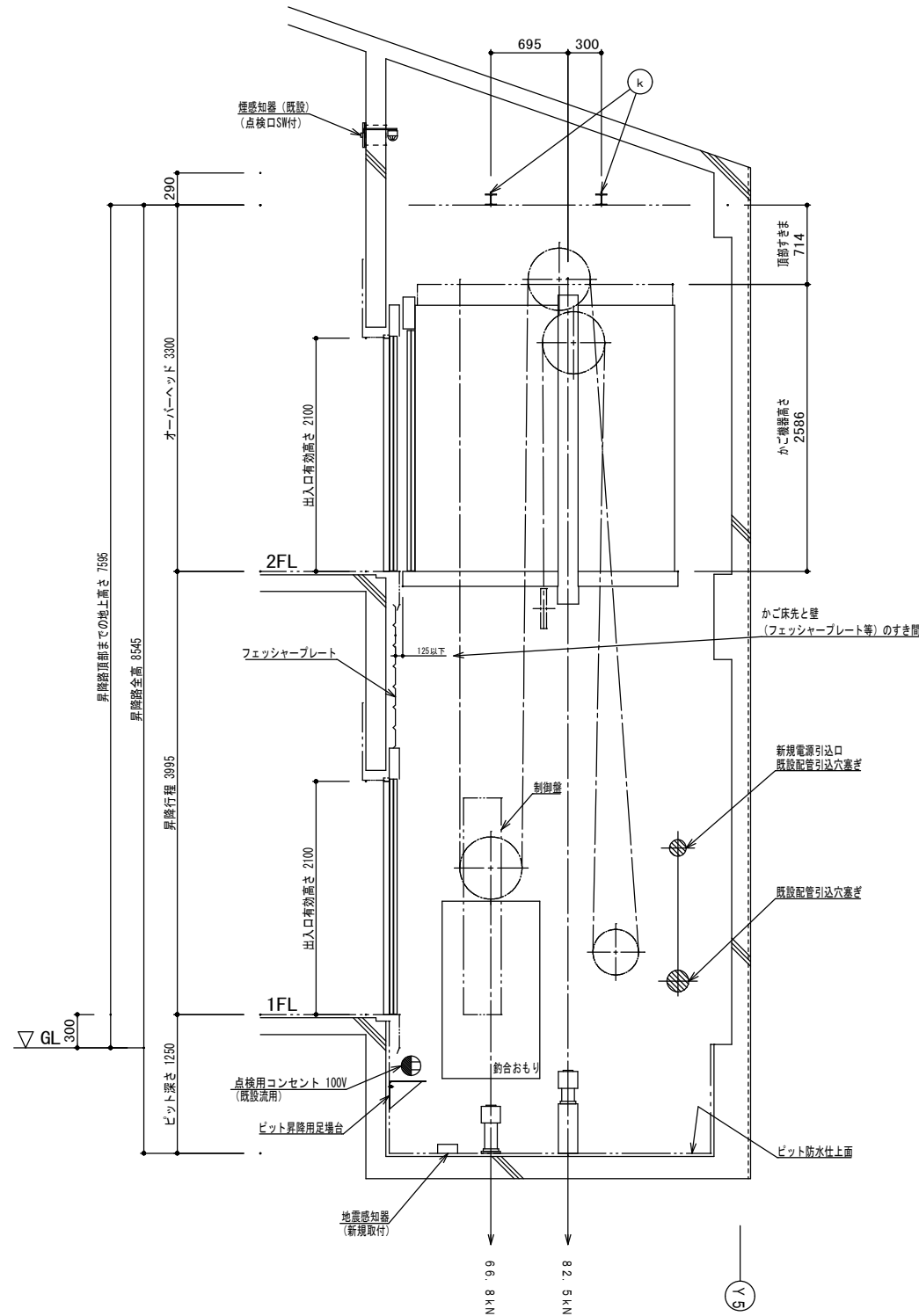
昇降路平面図 S=1/40
(改修 1階)



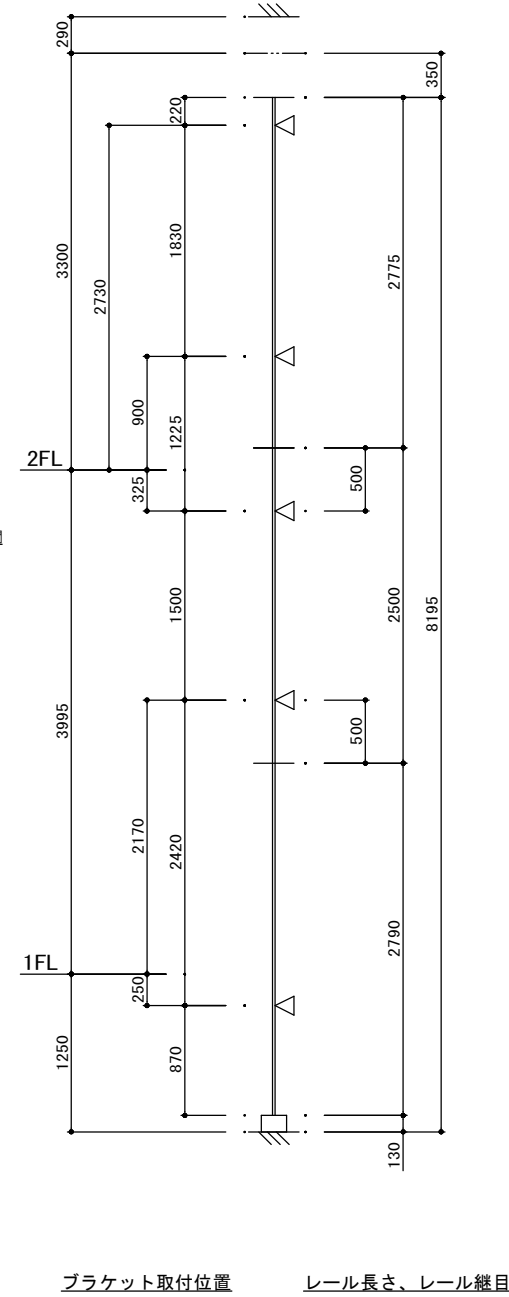
昇降路平面図 S=1/40
(改修 2階頂部)

部材記号	名称	部材	工事区分
k	揚重ビーム (据付後残置)	H-100×100×6×8	本工事

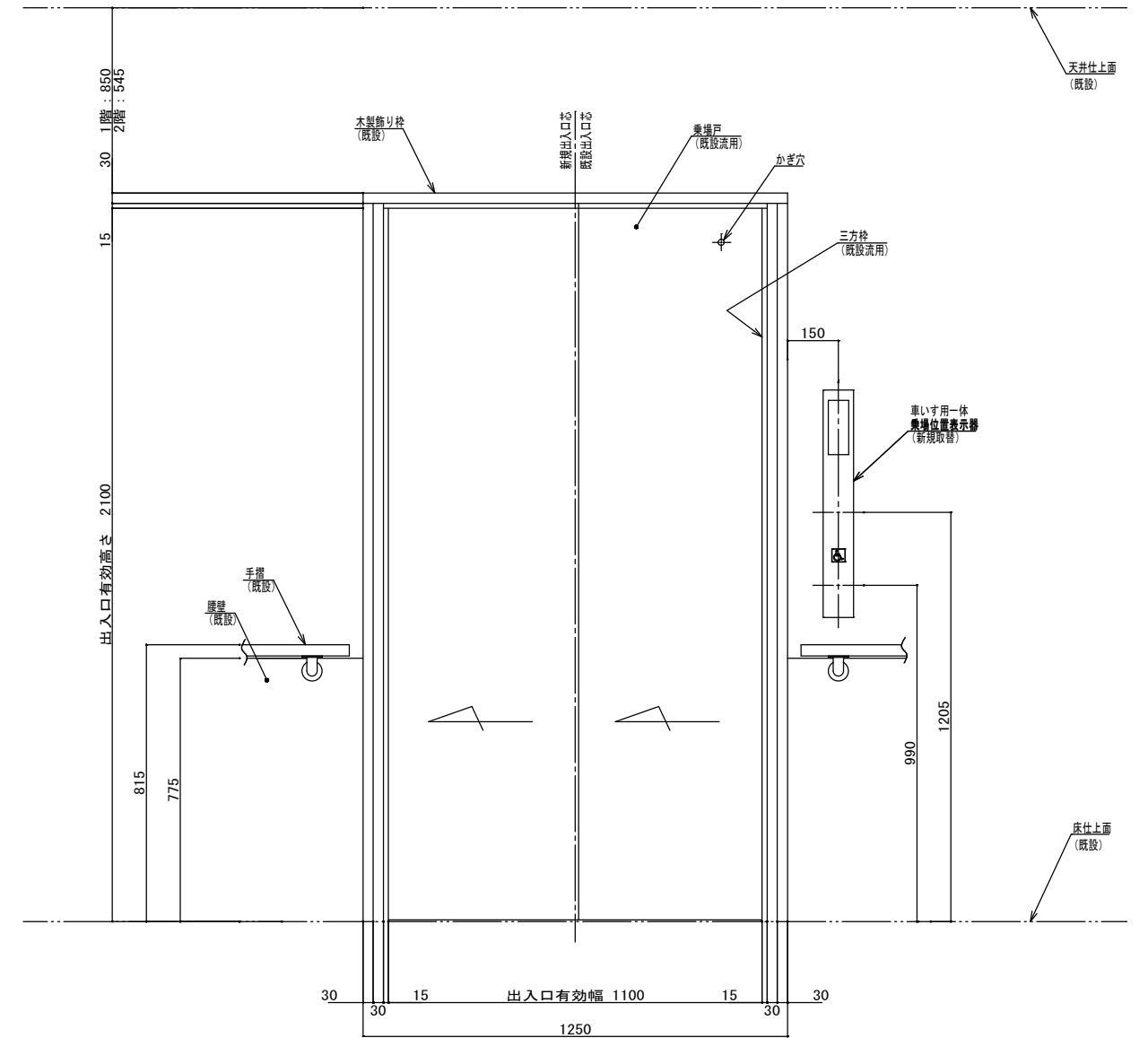
意匠仕様		
三方枠	鋼板塗装仕上 (現地化粧シート貼)	(既設流用)
乗場戸	鋼板塗装仕上 (現地化粧シート貼)	(既設流用)
敷居	硬質アルミ製	(既設流用)



昇降路縦断面図 S=1/60
(改修)



レール立て図 S=1/60
(改修) かが・おもり共通



乗場正面図 S=1/20
(改修)

設計者 堀内 敏明
一級建築士登録 第270011号

氷鉋老人福祉センターエレベーター更新

改修昇降路縦断面図 外

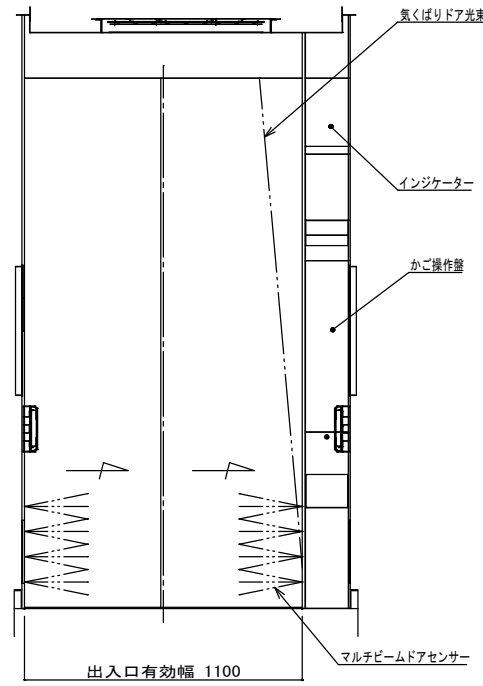
工事設計図

令和5年度

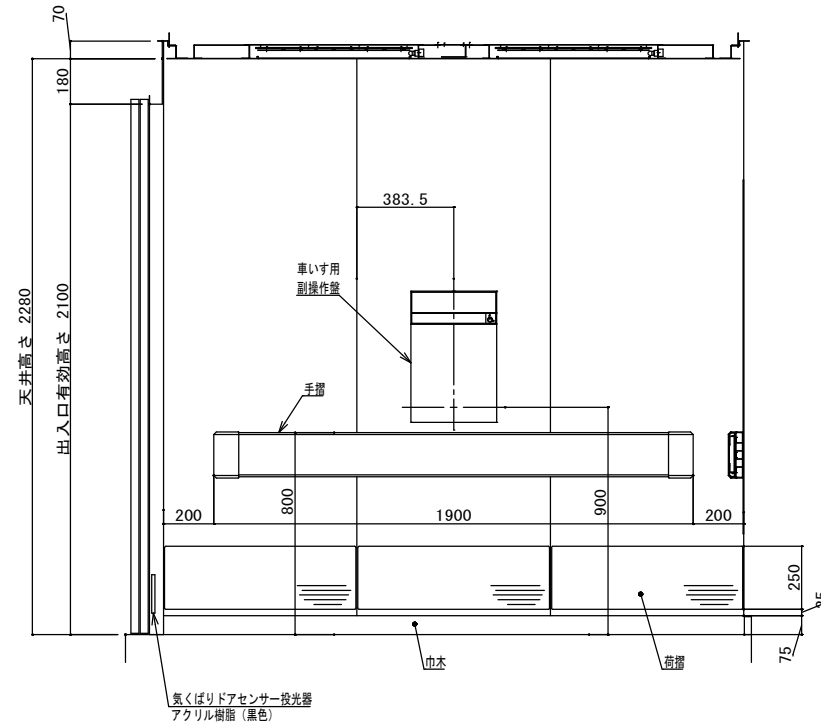
長野市建設部建築課

発注図
R5.08.29

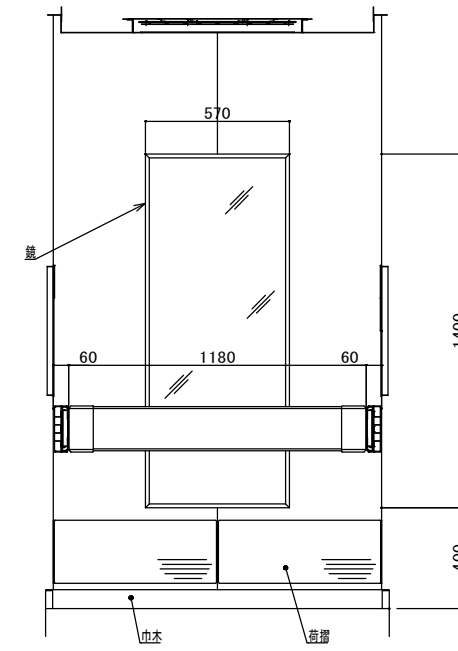
図面番号
M-05



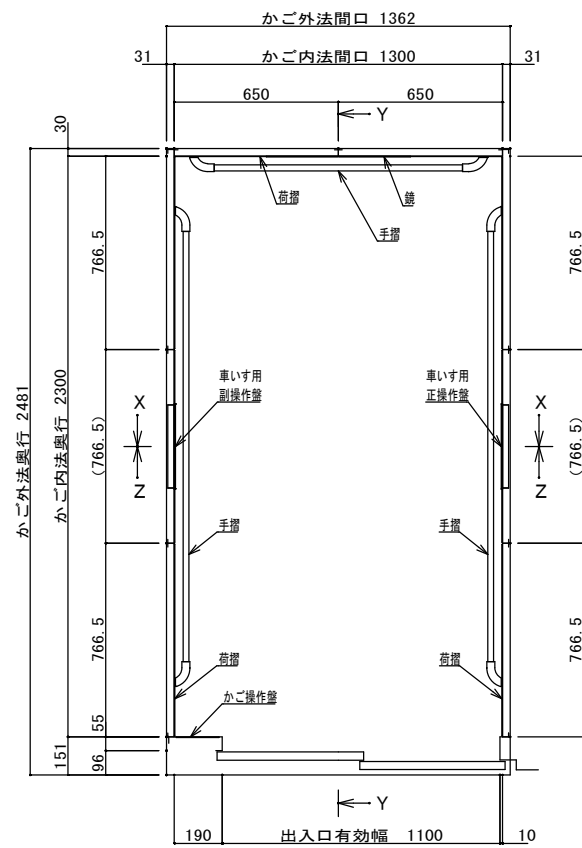
X-X断面 S=1/30



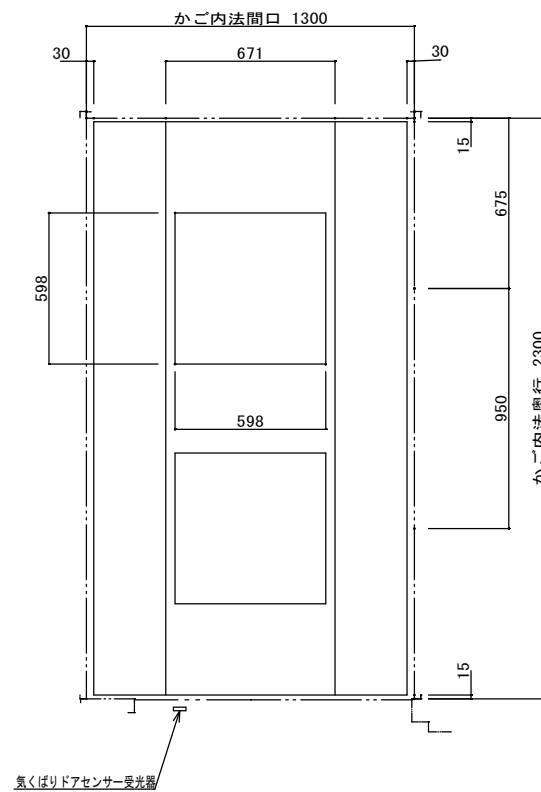
Y-Y断面 S=1/30



Z-Z断面 S=1/30



かご室平面図 S=1/30
(改修)



天井伏図 S=1/30
(改修)

改修意匠仕様	
天井	鋼板塗装仕上
照明	乳白色樹脂照明板 LED照明(白色)
停電灯	6V 10W×2灯
換気装置	ファン
壁	化粧鋼板仕上
出入口上板	化粧鋼板仕上
戸	化粧鋼板仕上
袖壁・柱	ステンレスヘアライン仕上
床仕上部	樹脂タイル t2
敷居	硬質アルミ製
巾木	アルミアルマイト仕上
手摺	フラット手摺: ステンレスヘアライン仕上 取付金カバー: ステンレスヘアライン仕上 手摺キャップ: ポリプロピレン(色: ダークグレー)
鏡	ステンレス鏡面仕上 t2.5
荷摺	ステンレスヘアライン仕上: ビス無

設計者 堀内 敏明
一級建築士登録 第270011号

氷飽老人福祉センターエレベーター更新

工事設計図

発注図
R5.08.29

改修かご室平面図 改修天井伏図

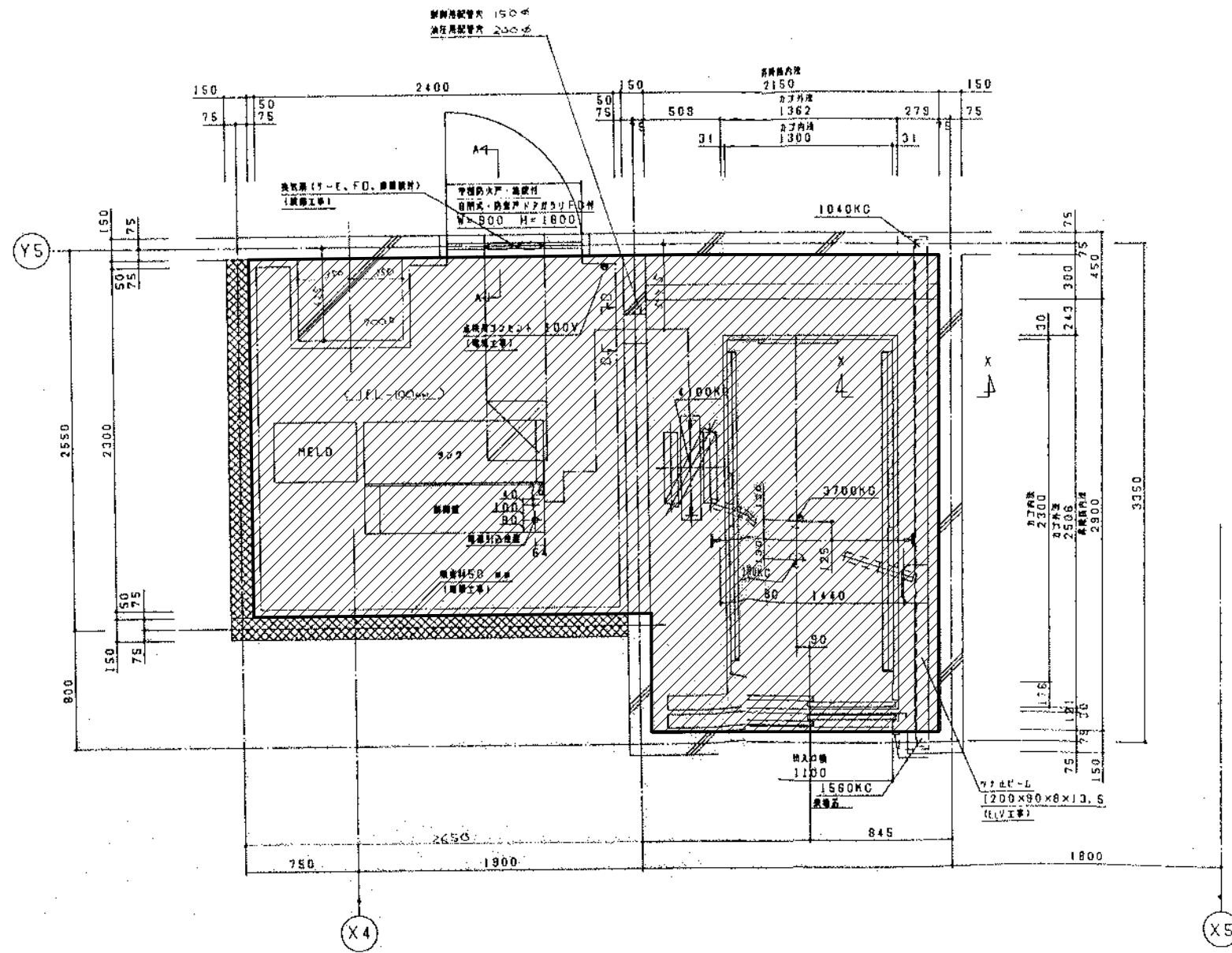
令和5年度

長野市建設部建築課

図面番号
M-06

(既存)

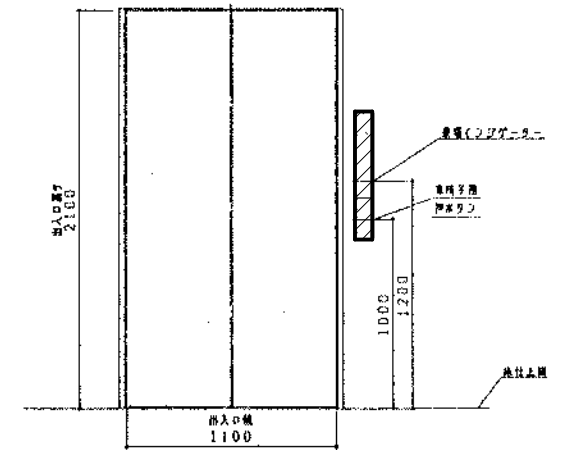
エレベーター仕様要項	
号機名	NO.1号機
用途・形式	客用(車イス用)HB150-2S-455
制御方式	油圧サイドアランジ方式
操作方式	ピレキチアコレクタ (気配リフロッサ付)
積載荷重	750kg・最大定員 11名
速度	45m/min
動力用電源	AC-3φ 200V 60Hz
照明用電源	AC-1φ 100V 60Hz
電動機	22kw
停止箇所	1,2階 計2箇所
力子内法	開口 1300mm×奥行 2300mm
出入口	幅 1100mm×高 2100mm
戸形式	二枚戸片開式
対応時制御種別	有(EER-S・EER-P)〈選〉
所定時制御種別	有〈選〉
力子変位	仕組調整済
力子天井	標準仕様
三力棒	鋼板着脱式水栓付
支柱	鋼板着脱式付
付加仕様	保安装置付(緊急停止) 中継子付(エレベータ)



昇降路平面図 S=1/40
(既存撤去)



<凡例> 既存機器撤去範囲



出入口正面図 S=1/40

設計者 堀内 敏明
一級建築士登録 第270011号

水飽老人福祉センターエレベーター更新

撤去昇降路平面図

工事設計図

令和5年度

発注図
R5.08.29

図面番号
M-07

長野市建設部建築課